

## 第 2 3 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 5 月 6 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 04 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

報告 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

報告 第 3 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の  
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用  
配分計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の許可処分取消申請について

議案 第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について

議案 第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番 吉田 孝行 3 番 松永 博視

4 番 岡本 義照 5 番 近藤 茂

6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美
9 番	中村 浩章	10 番	北原 良輝
11 番	城戸 慎吾	12 番	溝口 弘之
13 番	城戸 孝行	14 番	富安 春二
15 番	古賀 重満	16 番	坂本 好教

#### 本会議に欠席した農業委員（2名）

2 番	中村 伸秀	8 番	角 豊明
-----	-------	-----	------

#### 会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕  
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

#### ○事務局

皆さんこんにちは。それでは早速総会の方入って参りますので、携帯電話の方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長よりよろしくお願いいたします。

#### ○議 長

皆さん、改めましてこんにちは。まだゴールデンウィークの連休期間中だそうですが、皆さんお集まりいただきましてありがとうございます。それでは只今から第23回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は2番の中村伸秀委員さん、8番の角豊明委員さんが欠席でございます。次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いいたします。本日の議事は報告事項が3件、議案が9件でございます。慎重なご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、3番の松永博視委員さん、4番の岡本義照委員さんをお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号から第3号について、続けて事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の1ページをお願いいたします。今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

---

**報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について**  
でございます。

---

第1項と第2項は、同じ筆の裏と表でございますが、基盤法での売買のための解約をされるものでございます。一枚めくっていただきまして2ページの真ん中、第4項も基盤法での売買のための解約となっております。また、第3項と第5項につきましては転用計画をされていらっしゃるための解約となっております。

#### ○事務局

それでは議案書の3ページをお願いいたします。

---

**報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について**  
でございます。

---

第1項、所在熊野、地目田2筆、面積3,997㎡のうち82㎡と2,813㎡のうち67㎡、合計の149㎡、申請人は筑後市熊野の\_\_\_\_\_さん、申請事由は農業用倉庫設置、倉庫の面積は105.85㎡となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。筑後北中学校のですね南側になりまして、約200mの所ですね、こちらの方令和4年3月24日に用途区分の変更が完了しており、いわゆる青地を黄地へ変更したところでございます。農業用施設については建設可能となります。

それでは続きまして議案書4ページをご覧ください。

---

**報告第3号 一時転用の届出について**  
でございます。

---

第1項、契約は使用貸借、所在は津島、面積田1筆833㎡、一時転用です用途は現場事務所及び露天駐車場、申請事由は筑後広域公園の軽スポーツエリア、園路整備工事における現場事務所及び駐車場として利用するためとなっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページでございます。筑後広域公園のですね、体育館のすぐ東側の農地で、一時転用期間は4月の11日から7月の10日の3ヶ月間と3ヶ月以内であることから一時転用の届け出となっているものです。説明は以上でございます。

#### ○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。第1項から第3項まで一括して事務局の説明を受け、質疑を行い、裁決はそれぞれにいたします。それでは事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の5ページをお願いいたします。

---

**議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について** でございます。

---

第1項、氏名、\_\_\_\_\_、住所、筑後市大字津島、経営形態、米麦大豆、面積854a、農業労働力計3名でございます。続きまして第2項、氏名、\_\_\_\_\_、住所、筑後市大字久恵、経営形態、トマト、面積48a、農業労働力計2名でございます。続きまして第3項、氏名、\_\_\_\_\_、住所、筑後市大字新溝、経営形態、トマト、面積192a、農業労働力計3名でございます。それぞれ、第1項は常用の農地、第2項は久恵の農地、第3項は新溝の農地をですね購入予定のためのあっせん譲受等候補者の登録申請でございます。説明は以上でございます。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので第1項から第3項について質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので第1項より順に採決をとります。

議案第1号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、議案第1号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、議案第1号第3項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局は1項から4項を続けて説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の6ページをお願いいたします。

---

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について  
でございます。

---

第1項、所在、馬間田、地目、田4筆、面積計4,881㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、大字熊野の\_\_\_\_\_さん、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和4年5月25日でございます。

続きまして第2項、所在、熊野及び久富、地目、田3筆、面積計4,827㎡、渡人、大字久富の\_\_\_\_\_さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡し日は令和4年5月25日でございます。

続きまして第3項、所在、馬間田、地目、田4筆、面積計4,713㎡、渡人、大字馬間田の\_\_\_\_\_さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和4年5月25日でございます。

続きまして第4項、所在、久惠及び新溝、地目、田4筆、面積計の7,472㎡、渡人、大字新溝の\_\_\_\_\_さん、受人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で\_\_\_\_\_円、引渡しは令和4年5月25日でございます。説明は以上でございます。

## ○議長

それでは説明が終わりました。議案第2号1項から第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

### 【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。

議案第2号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、議案書の8ページをお願いいたします。

---

### 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について

でございます。

---

中間管理事業を活用しました利用権設定でございますが、第1項のみ説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、江口の田1筆、面積3,012㎡、利用権、賃貸借、貸人、江口の\_\_\_\_\_さん、受人、農事組合法人\_\_\_\_\_、利用目的は米麦大豆、借賃、反当たり\_\_\_\_\_円、期間は約8年間で、他の農地と期間を合わせるためでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第3号について質問のある方どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の9ページをお願いいたします。

---

**議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について**

でございます。

---

利用権設定は借り人で全部で25件ございますが、第1項のみご説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字山ノ井と長浜、地目、田5筆、面積計4,600㎡、利用権は使用貸借と賃貸借、貸人は山ノ井の\_\_\_\_\_さんと長浜の\_\_\_\_\_さん、借り人は大字山ノ井の\_\_\_\_\_さん、利用目的は米でございます。1-2の賃借料は反当たり米60kg、期間は3年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書の21ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は内数で書いておりますが、総計のみ読上げさせていただきます。先ず左上でございます。田が34件、面積102,710.39㎡、畑2件、面積6,183㎡、合計36件、面積108,893.39㎡でございます。続きまして新規・再設定別でございます。新規が11件、再設定が25件でございます。通年・期間借地の別では、通年が35件、期間借地が1件、小作料納入別では、金納が26件、物納7件、耕起代掻1件、使用貸借2件でございます。貸借期間別です、2年が2件、3年が7件、5年が16件、6年が2件、8年が1件、10年が8件となっております。第4号の説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第4号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は3件でございますが、第1項と第2項は関連いたしますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、それでは議案書の22ページをお願いいたします。

---

**議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について**

でございます。

---

第1項、契約、交換、所在、新溝、地目3筆、面積計1,619㎡、渡人、大字新溝の\_\_\_\_\_さん、受人、新溝の\_\_\_\_\_さんでございます。

続きまして第2項、契約、交換、所在、新溝、地目畑1筆、面積1,526㎡、渡人、大字新溝の\_\_\_\_\_さん、受人、新溝の\_\_\_\_\_さん、申請事由は作業の効率化のための交換をされるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

**○議長**

それでは担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

只今事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

第1項及び第2項について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。



**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、第3項、契約、売買、所在、一条、地目畑1筆、面積471㎡、渡人、久留米市の\_\_\_\_\_さん、受人、大字一条の\_\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の離農に伴うものでございまして、作物でございますが、現在現地が竹林になっておりますので、筍ぐらいはとりたいというようなことでございます。売買価格は総額で\_\_\_\_\_円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

**○議長**

暫時休憩します。

**【休憩】**

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

只今事務局の説明どおりです。ご審議方よろしくお願いいいたします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいいたします。

**【質問なし】**

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号でございます。ここで事務局からの説明がございます。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

それでは私のほうから説明をさせていただきます。申し合わせ事項に依りますと、許可のこの6号の許可処分取り消し申請と、許可、新たな許可の申請はですね、同時に出来ないということになっておりますけれども、事前調査で認めていただいた時にはですね、それは除くということになっております。28日の事前調査において認め

ていただきましたので、6号とですね7号を同時に提案をするというところがございます。以上です。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので、議案に戻ります。

議案第6号と議案第7号は関連いたしますので一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい。それでは議案書の23ページをお願いいたします。

---

#### 議案第6号 農地法第4条の許可処分取消申請について

でございます。

---

第1項、所在、長浜、地目、田3筆、面積合計401.49㎡、申請人は筑後市長浜の\_\_\_\_\_さん、取り下げ事由としましては、予定していた店舗の経営状況悪化により、計画実現が困難となったためとなっております。予定としましては貸店舗用地となっております。地図の方ご覧下さい。3ページになります。続きましての4条と同じ所になりますのでこちらになります。(地図により位置説明)用途地域で第3種農地でございます。こちらの方平成23年の3月7日の総会で承認いただいた案件でございます。本来ならですね計画変更でも良かったのですが、農林事務所の方のですね、書類の保存期限が10年で切れておりまして、今回は農林事務所からの指導でですね、この取消し申請をして、新たに申請をして下さいというところで、なったものでございます。続きまして、24ページをご覧下さい。

---

#### 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項、所在、同じく長浜、地目、田3筆、面積同じく401.49㎡、申請人は筑後市長浜の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、今度は自己住宅建設となっております。場所は先

ほどと同じく地図の3ページでございます。住宅の面積は132.91㎡でございます、同じくこちらの農地は用途地域で第3種農地となり原則許可となっております。\_\_\_\_さんがちょっとご高齢のためですね、子どもさんの自宅そばに家を建てられて引っ越されるというところでございます。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局から説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので、議案第6号及び第7号について、質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので順に採決をとります。議案第6号について、承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号について、承認することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第8号、農地法第5条の変更でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、25ページをご覧ください。

---

議案第8号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

でございます。

---

第1項、契約、売買、所在、前津、畑2筆、面積1,547㎡、渡人は柳川市の\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_さんの代表相続人で\_\_\_\_さん、受人は福岡市の\_\_\_\_株式会社さんです。変

更の申請事由としましては、当初計画の分譲宅地の区画数を4区画から7区画へ計画変更するものとなっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。令和3年6月に許可をいただいたところでございます。(地図により位置説明)こちらの農地は、用途地域第3種農地で原則許可のところでございます。工事の進捗状況としましては、県道バイパス工事の関係です、農地の北側に側溝などを埋設することになっているようですけれども、その調整です、まだ造成までは至っていないというところで、雑草とか雑木は伐採はされている状況でございます。また、当初の工事計画では許可後から昨年の12月までには終わるようになっておりましたけれども工期もその工事の関係でこの許可後から今年いっぱい、12月までに変更になっています。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりであります。地図は4ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第8号について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第9号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は7件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書26ページをご覧ください。

---

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項、契約、売買、所在、長浜、地目畑7筆、面積合計の2,298㎡、渡人は筑後市長浜の\_\_\_\_\_さんほか4名、受人は筑後市和泉の\_\_\_\_\_株式会社、申請事由は宅地分譲整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページをご覧ください。(地図により位置説明)分譲宅地の11区画の計画です、こちらの農地は用途地域、第3種農地で原則許可、宅地造成のみで転用可能となっております。こちら書いておりますように一体利用地がですね、山林が241㎡となっております、ちょうど申請地の真ん中ほどにですね緑で書いておるところが山林の地目になってございます。\_\_\_\_\_さんのですね外の案件の進捗状況は全て完了となっております。土地の売買価格は総額の\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

#### ○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

#### ○担当委員

ただ今事務局から説明があったとおりでございます。ご審議方よろしくお願いたします。付け加えますが、\_\_\_\_\_ち2人ありますが、私の親戚ではございません。全然関わっておりません。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いたします。

#### 【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第9号第1項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書27ページをご覧ください。

第2項、契約、売買、所在、前津、地目、その他樹園地1筆、面積は1,228㎡、渡人は筑後市前津の\_\_\_\_\_さん、受人は同じく前津の\_\_\_\_\_さん、申請事由は堆肥舎建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページを

ご覧下さい。(地図により位置説明) 令和4年3月24日に用途区分の変更が完了しておるところでございまして、\_\_\_\_さん養鶏をされており、その堆肥舎建設でございまして、以前転用がありました\_\_\_\_さんのお持ちであったところの代替地というところになります。こちらの農地、広がりのある農地で第1種農地となりますが農業用施設の建設は可能ということで、土地の総額は\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_円でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のどおりであります。地図は6ページにあります。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第9号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、使用貸借、所在、熊野、地目、畑1筆、面積472㎡、貸人は筑後市熊野の\_\_\_\_さん、借人は横浜市の\_\_\_\_さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。7ページをご覧下さい。(地図により位置説明) \_\_\_\_さんは\_\_\_\_さんの娘さんの夫になられて、\_\_\_\_さんご夫婦2人で横浜から転入されるとのことです。使用貸借の期間は20年となっております。こちらの農地は広がり10ha未満の農地で第2種農地と判断しております。集落接続しており転用可能というふうに思っております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

今事務局の説明のどおりでございます。地図は7ページですね。ご審議方よろしく  
お願いいたします。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願い  
いたします。

### 【質問なし】

質問がないようでございますので採決をとります。議案第9号第3項について承認  
することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

はい、第4項、契約、売買、所在、野町、地目田3筆、面積合計977㎡、渡人は筑  
後市野町の\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市羽犬塚の株式会社\_\_\_\_\_さ  
ん、申請事由は放課後デイサービス施設及び駐車場整備という計画となっております。  
場所の確認をお願いします。地図の8ページをご覧ください。(地図により位置説明) 現  
在、\_\_\_\_\_さんはですね羽犬塚小学校の南側で同様の施設を運営されておまして、  
八女にも同じ施設をお持ちでございます。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業や  
障害者総合支援法に基づく相談業務などの事業を展開されておるところでございます。  
本案件の施設はですね、通所定員30名で職員は12名という計画となっております。  
こちらの農地区分は、10ha未満の農地で第2種農地となり、転用許可というふう  
に思っております。土地の総額は\_\_\_\_\_円で、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっており  
ます。ちなみに羽犬塚にあります\_\_\_\_\_というところをこちらの方に集約してです  
ね、事業展開されるというところがございます。説明は以上です。

## ○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

## ○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしく申し上げます。

## ○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第4項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、第5項、契約、売買、所在、野町、地目田8筆、畑2筆、面積合計の2,055.36㎡、渡人は筑後市野町の\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さん、受人は大分市の\_\_\_\_\_さん、申請事由は共同住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページをご覧ください。(地図により位置説明)共同住宅3棟24戸の計画でございます、建物の面積は708.91㎡、農地の広がり10ha未満の農地で第2種農地と判断いたしております。集落接続可能で転用許可見込みありというところでございます。土地代は総額で\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円です。説明は以上です。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしくをお願いします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**○委員(11番)**

よろしいですか。(はい。)あの、建てる会社が判れば、共同住宅を建設する会社を教えてください。

**○事務局**

\_\_\_\_\_さんの佐世保支所になります。

**○議長**



いいですか。(はい、わかりました。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第5項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の29ページをご覧ください。第6項、契約、売買、所在、長崎、地目田6筆、面積合計2,384㎡、渡人は筑後市長崎の\_\_\_\_\_さん、同じく長崎の\_\_\_\_\_さん、同じく長崎の\_\_\_\_\_さん、受人は柳川市の株式会社\_\_\_\_\_さん、申請事由は作業場及び駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の10ページですね。(地図により位置説明)現在の修理工場が手狭になったということですね、敷地拡張に伴う作業場及び駐車場整備の計画となっております。こちらの農地は南側へ広がりのある農地で第1種農地ですけれども、県道沿線であり車両の通行上必要な施設として自動車修理工場の敷地拡張は例外的に認められるということになっております。いわゆる、沿道サービスといわれるものでございます。土地の総額はですね、\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。現在、修理工場の隣にですね駐車場がありますけれども、ここも借りてありまして、大型トラックがすし詰め状態ですね、以前から探してあったところでございます。外で作業場と書いてありますけれども、外での水を流してと言うのは一切ないということでございますので、周りへの影響はないというふうに思っておる所でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第6項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、第7項、契約、売買、所在、西牟田、地目田2筆、面積合計の1,786㎡、渡人は筑後市蔵敷の\_\_\_\_\_さんの相続人、\_\_\_\_\_さん、同じく相続人の\_\_\_\_\_さん、インドネシアに在住されております。受人は筑後市前津の\_\_\_\_\_さん、申請事由は店舗及び自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の11ページでございます。(地図により位置説明)令和4年3月9日に農振除外が完了となっておりますけれども、こちらのほうですね、県道バイパス工事ですね、先ほど\_\_\_\_\_さんところがあったと思いますけれども、あそこでラーメン屋さんをですね経営されておりましたけれども、収用された関係で移転されることになったものでございます。こちらの農地区分はですね、下水道工事が3月末に完了しておりますね、公共上水道、公共下水道の2管と歯医者さんが2軒ですね500m以内に有りますので、2管2施設の3種農地ということになります。農振除外のときはまだ下水道工事が完了していなかったためですね、当然のことながら東側にずっと農地が広がっておりますので本来ならば1種農地ですけれども、今回下水道がですね、埋設されたということで農地の区分がですね3種農地に変わったというところでございます。土地の総額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

内容につきましては今事務局のとおりです。それで、地図は11ページになります。審議のほどよろしくをお願いします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

**○委員(13番)**

汚水とかの配管が、これはもう利用されるような形になつととですかね。

**○事務局**

はい、事業計画ではですね、生活雑排水だの汚水とかは下水道に繋ぐという計画になっております。

**○委員（13番）**

途中までで、全部入っとるじゃかち思ってですね。あそこんにき工事しよつたつは覚えとるばってんかですね。使われるもんじゃろかち思ったけんですね。

**○事務局**

実は、この申請の農地のですね11ページの少し北側にですね、アパートが建っております、そこまで下水が来たということですね、今年の11月末から3月末にかけて工事をされておいて、もう完了しておりますのでですね、下水道に繋いでいただくという計画になっております。

**○委員（13番）**

判りました。ありがとうございました。

**○議長**

他にございませんか。

**【質問なし】**

それでは質問もないようでございますので採決をとります。

議案第9号第7項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第23回農業委員会を閉会いたします。

午後3時04分 閉会